

2019年「日本秋祭 in 香港－魅力再発見－」イベント募集要項

2019年4月

「日本秋祭 in 香港」実行委員会

1. 「日本秋祭 in 香港」の概要

(1) 「日本秋祭 in 香港－魅力再発見－(以下、「日本秋祭 in 香港」)」とは、香港において10月から11月を中心に、日本や香港の関係者による日本関連の各種イベントを集中的に行う催しです。2016年に開始され、今年も第4回目を開催します。同期間中、映画、音楽、公演、芸術・工芸、スポーツ、セミナー・教育関連、F&B(food and beverage)、キャンペーン等の日本関連イベントが開催されます。

(2) 認定イベントは「日本秋祭 in 香港」公式ロゴマークを使用できるとともに、特設ウェブサイト上で広報等をします。

特設ウェブサイト：

<http://www.hk.emb-japan.go.jp/autumnfes/ja-jp/index.htm>

↓

(3) 2019年「日本秋祭 in 香港」全体の開幕式を10月に香港で開催予定です。



「日本秋祭 in 香港」公式ロゴマーク

2. イベント募集の概要

(1) 募集対象イベント

原則として、2019年10月1日(火)–11月30日(土)の間に全部ないし一部が香港で実施される映画、音楽、公演、芸術・工芸、スポーツ、セミナー・教育関連、F&B(food and beverage)、キャンペーン等のイベントであり、かつ、「日本の文化やモノ・サービスを積極的に受け入れてくれる香港に感謝の意を表明し、日本の魅力をもっと知り、楽しむ機会を提供する」という開催趣旨にそぐうイベントであること。(但し、実施期間については下記(3)もご参照下さい。)

(2) イベントの実施主体

実施主体は問いません。日本の文化団体、学校、企業及び地方自治体、並びに香港及び第三国・地域の同様の組織、その他いかなる組織であっても、イベントの実施主体となることが出来ます。

実施主体の方は、応募フォームの提出に合わせて、団体の定款、企業の事業報告書、組織のパンフレット等、団体等の概要の分かる資料の提出をお願いします。

(3) イベントの実施期間

上記(1)のとおり、原則として2019年10月1日(火)–11月30日(土)の間に全部ないし一部が実施されるイベントを募集対象とします。実施期間の一部が上記の期

間と重なるイベントについては、イベントの全体を応募してもらうことも、期間が重なる部分のみを応募してもらうこと（例えば、複数回に分けて実施されるイベントである場合、期間内の部分のみを応募）も可能です。

但し、上記の期間外のイベントであっても、公式ロゴマークの使用等、総領事館による協力事項（下記3.参照）が適用出来る場合もあります。そのようなご希望があるイベントについては、下記5.のお問合せ窓口まで個別にお問合せ下さい。

(4) 有償のイベント、収益があるイベントの取扱

入場券を販売する等の参加が有償であるイベント、即売会等収益があるイベントも歓迎いたします。

(5) 認められないイベント

以下のいずれかに当てはまるイベントは認定いたしません。

- (ア) 政治的、宗教的宣伝意図を有する、又は特定の政治的、宗教的立場を誹謗中傷する内容を含むイベント。
- (イ) 成人向けコンテンツを含むイベント。
- (ウ) その他、公序良俗に反する内容、第三者の権利を侵害するおそれのある内容を含むイベント。
- (エ) 香港または日本の法令に反するおそれのあるイベント。

(6) 総領事館への協力をお願いしたい事項

イベントの実施主体の方には、以下の点で総領事館へのご協力をお願いします。

- (ア) イベント終了後、参加者数、予算規模、成果等に関するアンケートへの回答。
- (イ) その他、総領事館より照会、依頼ある事項等への対応。

(7) 「実行委員会」による認定

(ア) 応募されたイベントについては、「実行委員会」が「日本秋祭 in 香港」イベントとして認定するか否か決定し、個別に通知いたします。

(イ) 実行委員会は、以下の団体により構成されます。

- 在香港日本国総領事館
- 香港日本人商工会議所
- 香港日本人倶楽部
- 香港和僑会
- 香港日本文化協会
- 香港留日学友会
- 香港日本語教育研究会
- 日本貿易振興機構 (JETRO) 香港事務所
- 日本政府観光局 (JNTO) 香港事務所

●香港日本食品と料理業協会

(ウ) 認定結果の通知詳細は、下記4.(3)を参照ください。

(エ) 認定を行わなかった場合、その理由は開示しません。

(8) イベントのキャンセル

やむを得ない事情により、認定通知後のイベントがキャンセルになった場合は、速やかに5.のお問い合わせ窓口までご連絡下さい。

(9) 個人情報の取扱いについて

イベント募集の際に提供いただいた個人情報については、総領事館において、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、適切に管理します。(いただいた個人情報は、応募者の方との連絡のために利用させていただくほか、「日本秋祭 in 香港」に関する総領事館のサービスを提供するために必要な範囲内で利用いたします。)

(10) 「日本香港観光年」イベントへの同時認定について

2019年が「日本香港観光年」であることに鑑み、日本・香港間の旅行の促進に資するイベントで、主催者が希望する場合は、「日本香港観光年」イベントに申請することができます。「日本香港観光年」イベントの認定については別途日本政府観光局(JNTO)香港事務所が行い、個別に通知します。

3. 認定イベントの特典

「日本秋祭 in 香港」イベントとして認定されたものについては、以下のことが可能になります。

(1) 公式ロゴマークの使用許可

「日本秋祭 in 香港」の公式ロゴマークをイベントにおいて使用できます。

(2) 特設ウェブサイトへのイベント情報の掲載

「日本秋祭 in 香港」特設ウェブサイト(和文、英文、中文)において、イベントの概要情報を掲載します。更に、日本総領事館のフェースブックにおいても情報を掲載します。

(3) イベントへの「実行委員会」代表の出席、挨拶等

イベント実施主体の希望に応じ、イベントへの「実行委員会」代表の出席、挨拶等に積極的に対応します。但し、日時等の関係によりご希望に添えない場合もありますので、予めご了承下さい。

(4) その他の協力事項

その他、イベントの実施に当たり、総領事館が可能な範囲で側面的な協力を検討

させていただきます用意がありますので、上記以外の具体的なご希望については個別にご相談下さい。

(5) 「日本香港観光年」イベントとして認定された場合

上記3.(1)～(4)に加えて、以下の特典があります。

(ア)「日本香港観光年」の公式ロゴマークをイベントにおいて使用できます。

(イ) JNTO 香港事務所が運営する「日本香港観光年」特設サイト(中文)においても認定イベントの情報を掲載します。

※ なお、総領事館では、イベントの内容に直接関わる制作の協力はしません。

4. **申込の詳細**

(1) 申込方法

[別紙の応募フォーム](#)に記入し、下記5.の総領事館のE-mailアドレス宛にご送信下さい。(E-mailの件名には、「『日本秋祭 in 香港－魅力再発見－』イベント応募」である旨ご明記下さい。)

総領事館にて応募フォームの受理後、受付完了の旨連絡いたします。(しばらく経っても連絡が無い場合は、お手数ですがお問合せ下さい。)

(2) 第一次募集締切

2019年5月31日(金)

(3) 最終募集締切

2019年8月31日(土)

(募集締切を過ぎた後に、ご希望のイベントがおありの方は、下記5.のお問合せ窓口まで個別にお問合せ下さい。)

(4) 認定の通知

応募フォーム受付完了のご連絡から4週間程度を目途に、総領事館からイベント実施主体に対して個別に通知を行います。また、合わせて、「日本秋祭 in 香港」特設HP上で公表します。なお、「日本香港観光年」イベントへの認定を希望された場合は、別途、JNTO 香港事務所からイベント実施主体に対して通知を行います。

5. **「日本秋祭 in 香港」へのお問合せ窓口**

在香港日本国総領事館

住所：47/F, One Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, HONG KONG

代表電話番号：+852-2522-1184

E-mail: infojp@hn.mofa.go.jp (応募フォーム送信用)

6. 「日本香港観光年」に関するお問合せ窓口

JNTO 香港事務所

住所：Unit 807-809, 8/F, Prosperity Millennia Plaza, 663 King' s Road,
North Point, HONG KONG

代表電話番号：+852-2968-5688

E-mail: info_hkg@jnto.go.jp

(了)